

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	市民局区政支援室地域力担当(地域力創出グループ)												
概要	大阪州市税条例施行規則第4条第1項第1号及び第2号に関して、地域活動協議会等が使用する集会所又は倉庫・マンションの集会所又は倉庫に対して、継続して固定資産税・都市計画税の免除を必要とする。												
目的	市政改革プラン3.1に掲げる改革の柱「ニア・イズ・ベターの徹底」の実現にあたり、防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその他地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を自律的に進められるよう、地域活動協議会及びその構成団体等が使用する、集会所又は倉庫・マンションの集会所又は倉庫に対して軽減措置を講じることにより、地域課題の解決に向けた活動の活性化を促進する。												
税目	固定資産税、都市計画税												
軽減対象	・地域活動協議会及びその構成団体等が専らその本来の用に供する固定資産のうち集会所又は倉庫の用に供するものについて免除 ・マンションの集会所又は倉庫の用に供する家屋で地域活動協議会及びその構成団体等が専らその本来の用に供する等、一定の要件を満たしているものについて免除												
軽減割合	免除												
軽減期間	3年間												
減収見込額等	<table><tr><td>・規則第4条第1項 第1号</td><td>令和4年度</td><td>106,730千円</td></tr><tr><td></td><td>今後3年間見込</td><td>320,190千円</td></tr><tr><td>・規則第4条第1項 第2号</td><td>令和4年度</td><td>28,557千円</td></tr><tr><td></td><td>今後3年間見込</td><td>85,671千円</td></tr></table>	・規則第4条第1項 第1号	令和4年度	106,730千円		今後3年間見込	320,190千円	・規則第4条第1項 第2号	令和4年度	28,557千円		今後3年間見込	85,671千円
・規則第4条第1項 第1号	令和4年度	106,730千円											
	今後3年間見込	320,190千円											
・規則第4条第1項 第2号	令和4年度	28,557千円											
	今後3年間見込	85,671千円											
導入経費 (別途予算要求有)	無し												

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	令和2年度
内 容	老人憩の家と地域集会所が「地域集会施設」として一本化されたため、これまで老人憩の家として減免を適用していたものについて、大阪州市税条例施行規則第4条第1項第1号を適用することとした。

(3) 効果の検証

指標・目標値	地域活動協議会やその構成団体等の地域コミュニティが、地域集会施設の活用を通じて地域課題の解決に向けた取組を自律的に進められている状態。
効果測定方法	軽減対象施設の運用
達成状況	若い世代やマンション住民など、より幅広い人と人とのつながりを実現させる地域コミュニティづくりの重要な活動拠点である地域集会施設に対する減免の継続により、防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその他地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を自律的に進められている。

効果の評価	理由
十分効果をあげている	地域集会施設に対して軽減措置を行うことにより、各地域における課題の解決に向けた様々な活動が自律的に行うことができている。
一定の効果をあげている	
効果に疑問がある	
その他	

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	■	□	・市民活動推進条例第4条において、「本市は、基本理念にのっとり、市民活動を推進するために必要な施策を講じ、市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むものとする。」とある。 また、11条において「本市は、市民活動を推進するため、市民活動団体に対し、市民活動を行う場所の提供に努めるものとする。」としている。 ・市政改革プラン3.1において、身近な地域でのつながりづくりと地域活動の活性化を図るとともに、市民活動への支援等を通じて、様々な活動主体と地域との連携・協働を促進することとしている。
2	公益上の必要性	■	□	・地域集会施設は、地域コミュニティづくりの重要な活動拠点であり、身近な地域課題をより多くの住民で共有でき、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営を行うために必要なものであり、そこにおける活動は公益性の高いものである。 ・市民活動推進条例第4条において「本市は、市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むもの」とあり、第11条においては「市民活動団体に対し、市民活動を行う場所の提供に努めるもの」とある。 以上の2点から、地域活動を支援するうえで、地域コミュニティづくりの重要な拠点である地域集会所等の施設の固定資産税相当額を軽減することは妥当である。
3	実務上の妥当性	■	□	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	■	□	既に対象は限定済みである。
5	軽減期間の妥当性	■	□	減免見直しの原則である3年間とするため、妥当である。
6	手段の妥当性	■	□	固定資産税を課税したうえで補助金等による財政支援を行うことは、設置の目的が同じであるにも関わらず、地域によって課税額が異なることや、施設運営者に対する事務手続きの負担となることから、税の減免措置が有効である。
7	他の施策との関係	■	□	地域集会施設は固定資産税の減免と補助金の2側面からの支援があるが、補助金は建替えや改修等、施設整備にかかる事業経費に対する支援である一方、軽減措置は、規定に該当する固定資産の所有者に対して、補助金対象外の施設を含め一律に支援するものである。 よって、支援の趣旨はそれぞれ異なり、双方、施設の存続及び地域活動の活性化に資する措置として必要である。 また、関連施策である、老人憩の家に係る運営補助金交付要綱等の各制度については、地域集会所と老人憩の家の制度の一本化により、廃止している。
8	減収見込額の妥当性	■	□	本市所有の地域集会施設・倉庫との負担の公平性の観点から、妥当である。

(5) 今後の方向性

☒	現行のまま継続
☐	見直したうえで継続
☐	廃止する
☐	その他

現行のまま継続 する理由	地域活動協議会及びその構成団体等が、地域コミュニティづくりの重要な活動拠点として利用する集会所又は倉庫については、防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその他地域特性に即した地域課題の解決を自律的に行うために必要であるため。
-----------------	---

見直しの理由 及び内容	
見直しの時期	

廃止の理由	
廃止の時期	

その他の内容

終期設定
令和 7 年度

☐	終期到来により廃止
☒	終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 7 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

地域活動協議会及びその構成団体等が使用する集会所又は倉庫並びに一定のマンションの集会所又は倉庫は、地域コミュニティづくりの重要な活動拠点として必要な施設であり、本市所有の施設との税負担の公平性の観点も踏まえ、市税の減免措置を継続することが妥当と考える。
--